

運委鉄第33号

平成23年11月15日

鉄道局安全監理官 殿

運輸安全委員会事務局

首席鉄道事故調査官

鉄道事故調査に係る事実調査で得られた情報の提供について
(西日本旅客鉄道株式会社山陽線舞子駅で発生した鉄道人身障害事故)
(平成22年12月17日発生)

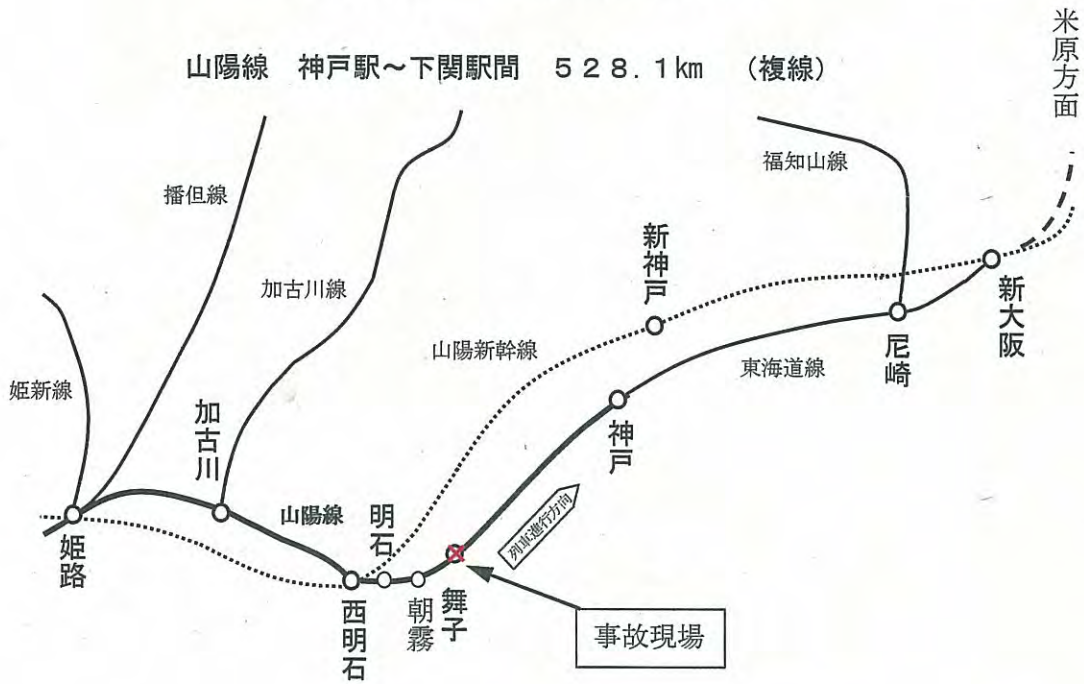
標記事故については、現在、調査・分析等を実施中であるが、これまでの事実調査において次の事実が明らかになったので、関係の情報を提供します。

(情報)

本事故が発生した山陽線舞子駅には、駅係員及び進入してくる列車に対して異常を知らせる非常ボタンがプラットホーム上に設置されており、この非常ボタンを押すことにより進入列車抑止用の非常報知灯が点滅するとともに、当該非常ボタンの直近の箇所のみ黄色回転灯が点灯しブザーが鳴動する。

本事故の場合、列車出発直後に非常ボタンが押され、これらの装置は正常に動作したが、同駅ではホーム上に駅係員が配置されておらず、また、黄色回転灯の点灯及びブザーの鳴動音は列車乗務員からの確認が困難な状況にあったため、この機能を活用できなかったことから、列車乗務員に非常ボタンの操作がなされたことが伝達されず、出発列車を直ちに停止させることは出来なかった。

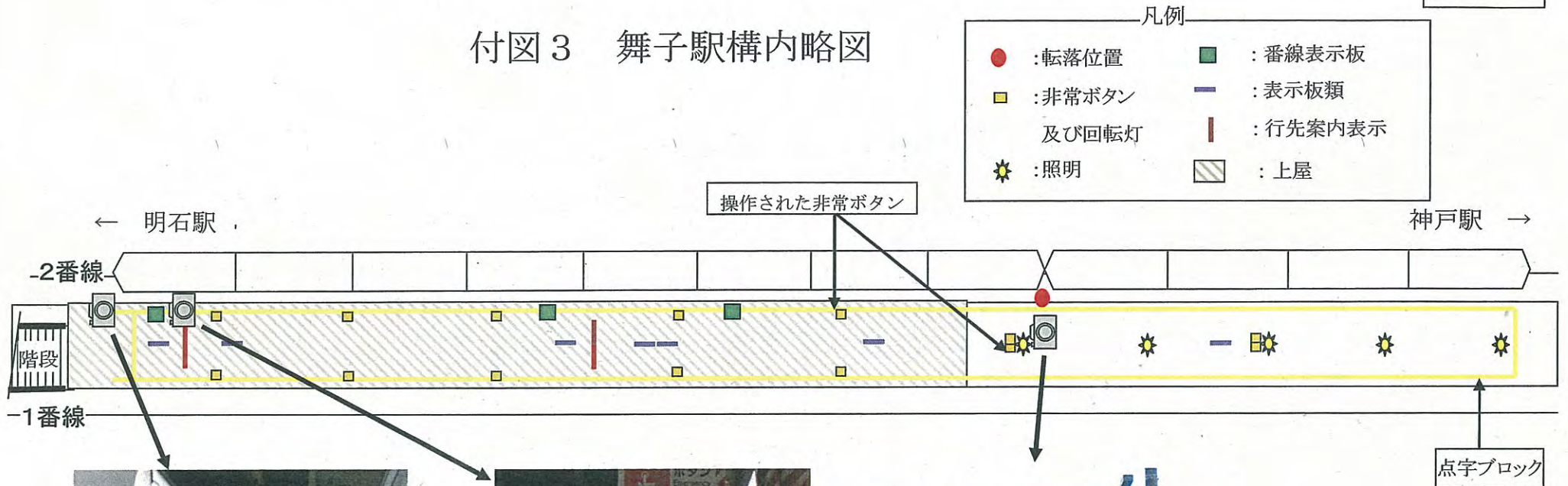
付図 1 山陽線路線図



付図 2 事故現場付近の地形図



付図 3 舞子駅構内略図



車掌位置からの視界（夜間）



非常ボタンが押されたと思われる時の車掌位置から見える範囲



上屋がないホームの状況